

給付金の簡易請求手続きの取扱い範囲の拡大について

当社は、お客さまの利便性向上を図るため、2026年1月5日より、入院や手術を受けられた際の給付金請求における診断書を不要とする簡易請求手続きの取扱い範囲を拡大いたします。今回の拡大により、より多くのお客さまが診断書に代えて領収書や診療明細書でのご請求をご利用いただけるようになり、診断書取得に係るご負担の軽減が図られます。

なお、受取人ご本人様からのご請求で、国内の医療機関でのご病気の入院・手術等の簡易請求手続きの場合は、インターネット完結のお手続きも可能です。[入院・手術などのご請求はこちら ([リンク](#))]

1. 主な変更内容

(1) 入院給付関係

項目	変更前	変更後
入院日数の上限（下記に記載する入院を除く）	30日以内	制限なし
ご加入 ^{注1} から2年以内の疾病による入院	4日以内	30日以内

注1： 加入とは契約日（復活日、中途付加日を含み、更新契約は当初の契約日）のことをいいます。

(2) 手術給付関係

項目	変更前	変更後
対象手術	限定した12種類の手術 ^{注2}	がん^{注3}以外の病気・ケガによる全ての手術

注2： 12種類の手術は、以下の手術となります。対象となる保険商品・特約は、新医療保険・（新）総合医療保険・手術給付金付疾病入院特約。

○内視鏡的ポリープ切除術 ○白内障の手術 ○ヘルニア手術 ○レーザー・冷凍凝固による眼球手術
○硝子体に対する観血手術・網膜剥離症の手術 ○流産手術 ○下肢静脈瘤の手術
○結石・胆石・脾石に対する体外衝撃波破碎術 ○眼瞼下垂症の手術 ○虫垂炎の手術

注3： がんとは悪性新生物・肉腫・白血病・上皮内癌を含みます。

2. 簡易請求をご利用いただける条件

以下に該当する場合に、診断書に代えて領収書や診療明細書による簡易請求手続きがご利用いただけます。
(次頁の「診断書でのお手続きが必要な場合」は利用対象外ですので、あわせてご参照ください)

【治療状況】

- ・国内の医療機関での治療である場合
- ・入院については、既に退院されている場合
- ・手術については、がん^{注3}以外の病気・ケガによる手術の場合

【主な保険商品・各種特約、給付種類】

- ・医療保険（2010）、医療保険L（2011）、引受基準緩和型医療保険、新医療保険、新総合医療保険、総合医療保険^{注4}
- ・手術給付金付疾病入院特約
- ・成人病入院給付金、女性入院給付金、生活習慣病入院給付金、回復支援給付金^{注5}

注4： 7大疾病一時金、先進医療給付金、特定損傷給付金を対象とする特約が付加されている場合において、その支払条件に該当する場合は簡易請求利用の対象外となります。

注5： これらの給付種類でがんの入院に対する治療の場合は簡易請求利用の対象外となります。

3. 診断書に代わりご提出いただく書類

- ・医療機関発行の領収書・診療明細書（コピー可）
- ・当社所定の入院・手術状況報告書（営業職員経由の電子手続き、インターネット請求の場合は不要）

4. 診断書でのお手続きが必要な場合

以下に該当する場合は、診断書による請求手続きが必要となります（診断書に代えて領収書や診療明細書による簡易請求手続きはご利用いただけません）。

【治療状況】

- ・海外の医療機関での治療
- ・がん^{注3}による手術、がん入院給付金、がん^{注3}での入院に係る生活習慣病入院給付金など
- ・睡眠時無呼吸症候群に関連する入院（検査を含みます）
- ・放射線治療・温熱療法による手術

【主な給付種類】

- ・がん入院給付金、がん診断給付金、がん治療給付金、がん自由診療給付金
- ・7大疾病給付金、7大疾病一時金、所定の傷病での入院や、診断、手術、状態でお支払いする一時金保障
- ・先進医療給付金、特定損傷給付金、収入保障給付金

5. ご注意事項

- ・当社が詳細な確認を要すると判断した場合には、改めて診断書のご提出をお願いすることがございます。
- ・医療機関への照会・確認をさせていただく場合がございます。

以上